

中期財政計画

計画期間 令和8年度から令和12年度

魅力ある湖西市を子どもたちへ



うなぼん



令和8年3月

湖西市

目次

1	財政計画策定について	
(1)	財政計画策定の意義	1
(2)	財政計画策定の目的	1
2	財政計画策定の基本的な考え方	
(1)	計画期間	2
(2)	対象会計区分	2
(3)	計画の見直し	2
(4)	計画の公表	2
3	財政計画	
(1)	歳入内訳	3
(2)	歳出内訳	4
(3)	主な普通建設事業	5
(4)	基金の内訳	5
(5)	市債の状況	5
4	財政指標	
(1)	財政指標の見直し(実質公債費比率、将来負担比率)	6
(2)	標準財政規模	6
(3)	経常収支比率	6
5	財政健全化対策の構築	
(1)	財政健全化対策の方向性	7
(2)	具体的な財政健全化対策	7
(3)	全般的な方向性	8
6	財政目標の設定	
(1)	財政健全化対策の目標	9
7	参考資料	
(1)	用語解説	10

1 財政計画策定について

(1) 財政計画策定の意義

エネルギー・原材料価格の高騰が続く中、本市においては、少子化・人口減少対策、子育て支援の拡充、社会保障関連経費の増加に加え、老朽化した公共施設の改修や新設などの大型ハード事業が続いており、今後の財政需要は更に拡大していくものと見込まれます。

このような状況の中、令和8年度から始まる「第6次湖西市総合計画 第Ⅱ期実践計画」のテーマ『魅力ある湖西市を子どもたちへ』を実現するためには、市民の皆さまが「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちづくりを目指し、生活満足度の向上に向けた施策を推進していく必要があります。

本市といたしましては、国内外の経済動向を注視し、将来、起こり得る急激な税収減に備えるための財政的な蓄えを行うとともに、今後の財政需要に対応できるよう、中期的な視点に立った財政計画を策定します。

(2) 財政計画策定の目的

本財政計画は、必要なサービスを市民に提供するための財源の裏づけとするとともに、健全な財政運営を堅持するために、中期的視点に立った収支見通しを示すもので、毎年度の予算編成の指針とするため策定するものです。

2 財政計画策定の基本的な考え方

(1) 計画期間

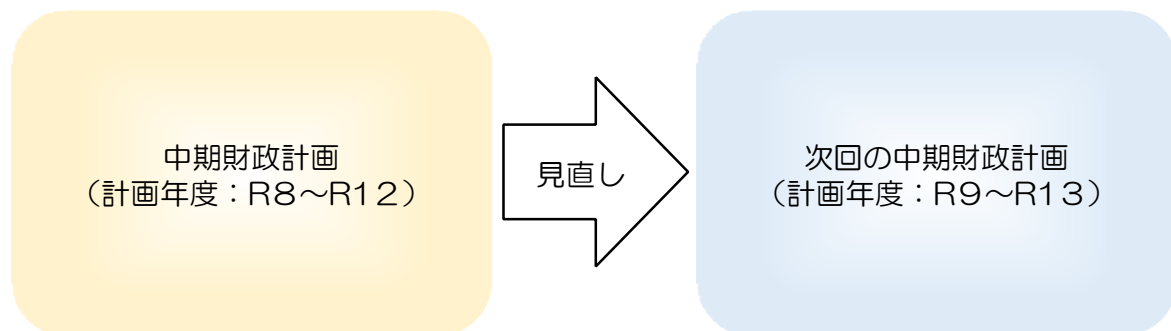
令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

(2) 対象会計区分

一般会計（普通会計）

(3) 計画の見直し

毎年、見直しを行い、現実を見つめた財政計画を策定します。



(4) 計画の公表

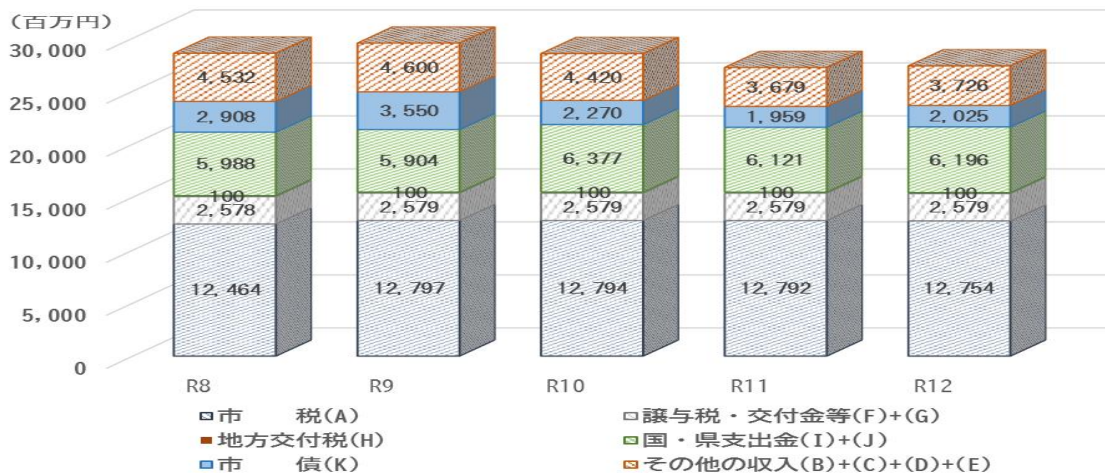
毎年、湖西市ウェブサイト公開します。

3 財政計画

(1) 歳入内訳

(単位：百万円)

		R8	R9	R10	R11	R12
自主財源	市 税 (A)	12,464	12,797	12,794	12,792	12,754
	分担金及び負担金 (B)	33	33	33	33	33
	使用料及び手数料 (C)	433	433	433	433	433
	繰入金 (D)	2,000	2,399	2,169	1,379	1,389
	諸収入・その他 (E)	2,066	1,735	1,785	1,834	1,871
依存財源	地方譲与税 (F)	166	165	165	165	165
	地方消費税交付金等 (G)	2,412	2,414	2,414	2,414	2,414
	地方交付税 (H)	100	100	100	100	100
	国庫支出金 (I)	4,135	4,009	4,438	4,127	4,157
	県支出金 (J)	1,853	1,895	1,939	1,994	2,039
	市 債 (K)	2,908	3,550	2,270	1,959	2,025
歳入合計		28,570	29,530	28,540	27,230	27,380

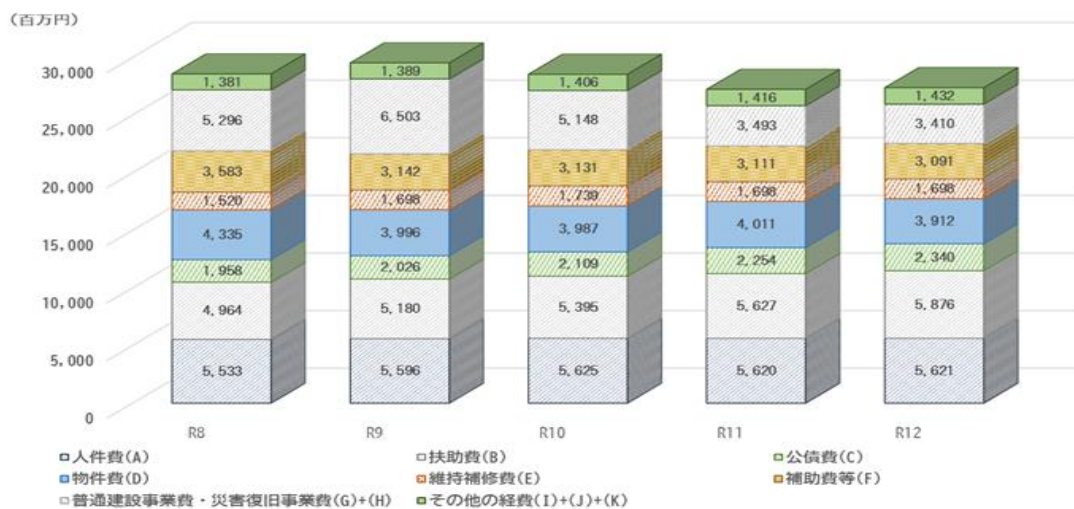


費 目	考 え 方
市税	令和7年度決算見込額及び令和8年度予算額を基に令和9年度以降を試算 賃上げ等による増加要因はあるが、人口減少による納税義務者数の減や世界情勢、 金融資本市場の変動により先行きは不透明なため、同程度を見込む
使用料及び手数料、 諸収入・その他	過去の実績、令和7年度決算見込額及び令和8年度予算額を基に試算
繰入金	各年度の普通建設事業費などの歳出に合わせ、公共施設整備基金などの特定目的 基金及び財政調整基金の繰入れを見込む
地方交付税	普通交付税は、不交付を見込み、特別交付税は、過去5年間の実績を考慮して 試算
国庫支出金 県支出金	普通建設事業費に対応する額を計上し、その他は、令和7年度決算見込額及び令 和8年度予算額を基に試算
市 債	普通建設事業費に対応する額で試算（消防防災センター、給食センター、避難所 空調整備など、大型事業の実施に伴う借入額を見込む）

(2) 歳出内訳

(単位：百万円)

			R8	R9	R10	R11	R12
経常的経費	人件費 (A)		5,533	5,596	5,625	5,620	5,621
	扶助費 (B)		4,964	5,180	5,395	5,627	5,876
	公債費 (C)		1,958	2,026	2,109	2,254	2,340
	物件費 (D)		4,335	3,996	3,987	4,011	3,912
	維持補修費 (E)		1,520	1,698	1,739	1,698	1,698
	補助費等 (F)		3,583	3,142	3,131	3,111	3,091
投資的経費	普通建設事業費 (G)		5,294	6,501	5,146	3,491	3,408
	災害復旧事業費 (H)		2	2	2	2	2
その他経費	積立金 (I)		147	147	147	147	147
	繰出金 (J)		1,184	1,192	1,209	1,219	1,235
	その他 (K)		50	50	50	50	50
歳出合計			28,570	29,530	28,540	27,230	27,380



費目	考 え 方
人件費	現状の職員数を基に試算
扶助費	過去の実績、令和7年度決算見込額及び令和8年度予算額を基に試算
公債費	既発行、将来発行予定の市債元利償還額を見込み試算
物件費、維持補修費、補助費等	過去の実績、令和7年度決算見込額及び令和8年度予算額を基に試算 補助費等に病院及び下水道繰出金を含む
普通建設事業費	現時点での各事業の計画数値を積み上げて試算 本計画期間内の主な普通建設事業は次ページのとおり
積立金	基金運用利息積立金とふるさと応援基金積立金を見込み試算
繰出金	特別会計の計画等を基本に試算
その他	過去の実績、令和7年度決算見込額及び令和8年度予算額を基に試算

(3) 主な普通建設事業

※ 各年度の主な実施内容は、「設計等の準備」(黄色矢印)「工事等」(緑色矢印)で表しています。計画が具体化していないものもあり、実施年度の調整を行う場合もあります。

事業費	事業期間					備考
	R8	R9	R10	R11	R12	
給食センター 約33億円	→					R9供用開始
	センター整備					敷地外整備費、受入校 改修費を含む
消防防災 センター 約59億円	→					新庁舎：R8供用開始
	旧庁舎解体	付属棟整備				通信指令装置更新事業 費を含む
避難所（学校 体育館）空調 整備 約14億円	→					小学校：R10供用開始 中学校：R11供用開始
	実施設計 (小学校)	工事 (小学校) 実施設計 (中学校)	工事 (中学校)			
学校再編 (北部地区) 約15億円	→					岡崎中学校：R10供用開始 湖西小学校：R11供用開始
	工事 (岡崎中学校)	工事 (岡崎中学校) (湖西小学校)	工事 (湖西小学校)			

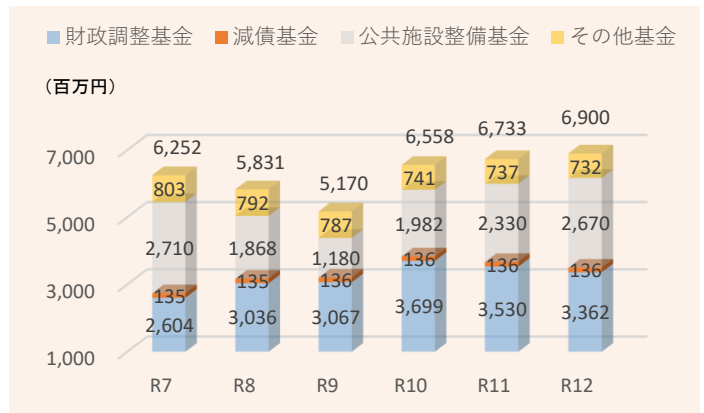
※1 市役所新庁舎については建設時期の再検討、新病院建設については構想検討の再開としているため、本計画からは除外しています。

※2 今後の情勢等により、実施年度の調整や事業費の大幅な変動が見込まれます。

(4) 基金の内訳

基金は、①積立基金：特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるもの、②定額運用基金：特定の目的のために定額の資金を運用するために設置されるものとの大きく2つに分類することができます。

積立基金のうち、財政調整基金は、年度間の財源調整や緊急時の財政出動に欠かせないことから、一定規模を確保していく必要があります。



(参考)

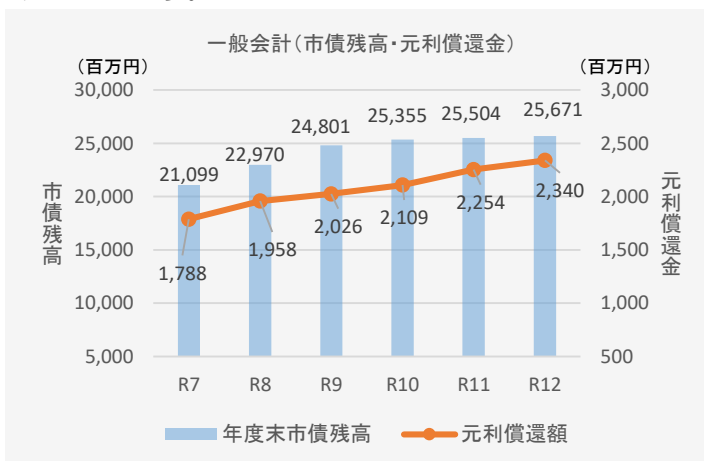
令和6年度 標準財政規模類似団体 財政調整基金残高
 ・ 牧之原市 4,087百万円 ・ 伊豆の国市 3,477百万円
 ・ 菊川市 2,110百万円

(5) 市債の状況 (年度末残高・元利償還金)

市債は、地方公共団体が道路等の整備事業を実施するにあたり、資金調達のために負担する債務で、その返済が一会計年度を超えて行われるものです。

世代間の負担の公平性や年度間の財政負担の平準化を図るため、有効に活用する必要があります。

しかし、過度の市債の活用は、後年度に過重な負担を強いることになるので慎重に対応しなければなりません。



(参考)

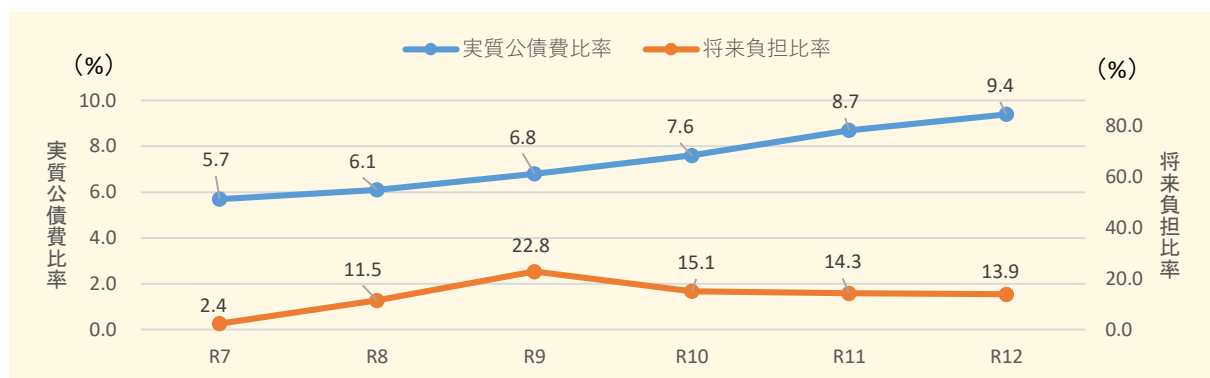
令和6年度 標準財政規模類似団体 一般会計市債残高
 ・ 牧之原市 19,205百万円 ・ 伊豆の国市 26,555百万円
 ・ 菊川市 17,002百万円

4 財政指標

(1) 財政指標の見直し

実質公債費比率は、借入金の返済額を指標化し、資金繰りの深刻度を示すもので、一般会計がその一部を繰出金として負担しているものを含めて算入しています。

また、将来負担比率は、借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の割合を示しています。

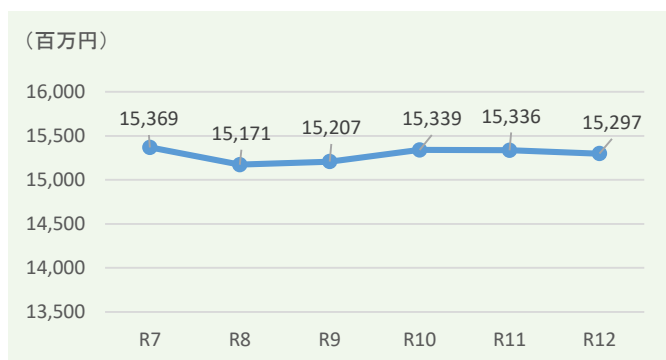


環境センター再稼働事業に対する償還や消防防災センター、給食センター、避難所空調整備や学校再編など大型事業が続くことから、実質公債費比率、将来負担比率ともにも高くなる見込みです。

(参考) ・早期健全化基準 将来負担比率 350% 実質公債費比率 25%
 ・令和6年度県内市平均 将来負担比率 5.0% 実質公債費比率 5.0%

(2) 標準財政規模

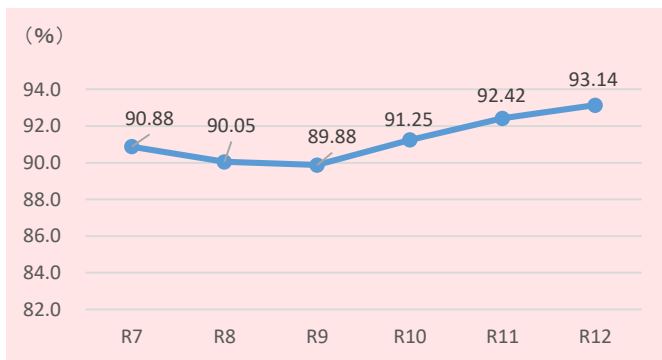
地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標で、実質公債費比率、将来負担比率などの基本的な財政指標や財政健全化指標の分母となる重要な数値です。



(3) 経常収支比率

経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す指標で、市税など毎年経常的に収入される財源が、義務的経費など毎年経常的に支出される経費に充当される割合を示しています。

年々、財政構造の硬直化が進んでいることを踏まえ、今後、さらに一般行政経費をはじめとする経常経費の抑制に努め、弾力性を保持した財政運営を図っていくことが肝要です。



5 財政健全化対策の構築

(1) 財政健全化対策の方向性

次の2つの方向性で、今後の財政健全化対策を構築します。

- ・限られた財源を効果的に使うためのコスト削減

経費の無駄をなくし、身の丈に合った財政運営を行うため、中期的な視点に立った財政計画を目指し、創意工夫による経費の削減、すべての事務事業について効果の把握、分析、検証と見直しを行うなど歳出削減の方策を構築します。

- ・積極的な財源創出策の推進（稼ぐ力の強化）

人口減少とそれによる減収対策として、『魅力ある湖西市を子どもたちへ』をキーワードに、市民の皆さまが「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちづくりを重点においた施策を展開し、生活の満足度を高めることで、将来に向けて個人・法人市民税や固定資産税などの恒久かつ安定的な財源の確保を目指していきます。

また、知恵を絞り豊かな発想と工夫で自主財源を生み出す「稼ぐ力」を強化し、歳入確保策を積極的に推進していくとともに、これまでも取り組んできた収納率の向上や公平かつ公正な受益者負担に向けた既存財源の確保策も推進していきます。

(2) 具体的な財政健全化対策

① 歳入確保対策

ア 市税の確保

「暮らしやすさの向上」につながる施策と産業全体の活性化や人の交流を促進し、「元気なまちを実現」するための事業などに対し、「選択と集中」で予算配分をし、市民税や固定資産税の安定的な歳入確保に積極的に取り組みます。

イ 税外収入の確保

観光・シティプロモーションを強化推進し、市の知名度アップや関係人口を拡大させ、ふるさと納税の増収につなげていきます。また、あらゆる税外収入の可能性を探り、歳入確保に積極的に取り組みます。

ウ 市税の収納率の向上

適正かつ公平な賦課を行い、納期内納付の実現及び滞納整理方針に基づく徴収強化対策により自主財源の確保を図っていきます。

エ 使用料・手数料の適正化

公共施設等の利用制限を緩め、利用者拡大を図るとともに、公平かつ公正な受益者負担となるよう、使用料の見直しを実施しました。手数料についても、必要に応じた見直しを実施していきます。

オ 資産の活用

公共施設や遊休土地などの財産の利活用や売却を進め、自主財源の確保に積極的に取り組みます。

② 歳出削減対策

ア 事務経費の削減

人事評価制度を活用し、職員一人一人の業務改善や働き方に対する意識改革などを進め、一層の業務執行体制の効率化と民間への委託などを検証し、事務経費の削減に努めます。

イ 補助費等の削減

各種団体等への補助金について、真に必要な補助金かどうか、事業効果の把握、分析、見直しを進めていきます。

ウ 物件費の削減

経常的な事務経費に加え、公共施設の有効性、公平性、重複する施設の有無などを分析・検証し、公共施設の在り方を抜本的に見直して、施設の維持管理費を削減します。

③ 財政運営対策

ア 事務事業評価を活用した予算編成

本市では、市の全ての事務事業を見直し、事務事業の評価をもとに課題を認識し、次の改革や改善につなげていくことで、効果的・効率的な事業展開を目指し、「事務事業評価」制度を導入しています。この制度を利用し、予算編成、施策の選択と集中につながる仕組みを構築していきます。

イ 基準額配分方式を活用した予算編成

経常経費においては、部単位による基準額配分方式を活用し、より一層の事業の見直し及び合理化を行い、無駄な経費を計上しないよう努めていきます。

また、投資的経費については、可能な限り国や県の補助金等が財源として見込めるものに限定し、一般財源や市債だけを財源とした単独の施設整備については抑制する方針で臨みます。

ウ 財政情報の積極的な公表

市民が、市の財政状況を常に監視できるよう、市の広報紙やウェブサイトを通して、積極的に公表します。

(3) 全般的な方向性

毎年度、本計画を見直しする中で、今後の経済情勢などにより多額の収支不足額が発生し、これを解消できないと判断した場合には、普通建設事業の新規事業などについて凍結する場合があります。

さらに、独立採算制を基本とする企業会計や特別会計にあっては、経営健全化を推進し、安易に各会計の収支不足を一般会計から補填するようなことがないよう、特に基準外繰出しについては、抑制する方針で臨みます。

6 財政目標の設定

(1) 財政健全化対策の目標

「3 財政計画」、「4 財政指標」及び「5 財政健全化対策の構築」を踏まえ、具体的な数値目標を設定しました。

目標1 市債残高の圧縮

市債の新規発行額を歳入総額の15%未満とする。

市債は、市の実施する大規模事業の負担が一時的に集中することを防ぎ、その恩恵を受ける世代間の負担の公平を図る観点から必要な財源ですが、過度の市債は将来に大きな負担を残すこととなります。

市債残高は、平成12年度の約236億円をピークに減少してきましたが、バッテリーロードやバッテリーパーク整備、環境センター焼却再稼働、教育施設の長寿命化、給食センターや消防防災センターの建設、学校再編など、大型事業の実施に伴い、令和12年度末で約257億円となる見込みです。

そのため、今後、安易に市債に頼らず、事業を精査することにより借入れを抑え、新規発行額を歳入総額の15%未満とします。

目標2 財政調整基金の確保

財政調整基金の残高を標準財政規模の20%以上とする。

自主財源である財政調整基金の確保は、財政の自立、持続可能性を確立する上で、欠かせない取り組みです。年度間の財源の不均衡の調整や自然災害などの緊急時の財政需要への対応、加えて、本市の経済は、製造業・自動車産業をはじめとする企業活動に支えられていることもあり、景気の変動による急激な税収減（リーマン・ショック級の経済危機）に対応するため、一定規模の確保が必要なことから、標準財政規模の20%以上の残高確保を目標とします。

7 参考資料

(1) 用語解説

用 語		説 明
い	依存財源	自主的に収入することができない財源のことをいいます。用途や金額が定められ交付される国・県の補助金や市債などがこれにあたります。
	一般会計	福祉、教育、道路整備、ごみ処理など地方公共団体がすべき基本的な事業を経理する会計です。特定の目的については、必要に応じて特別会計を設置し、経理を明確にしています。
	一般財源	財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源のことです。 地方税、地方譲与税、地方交付税などがあります。
く	繰出金	一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費のことです。
け	経常経費	毎年度持続して経常的に支出される経費で、地方公共団体が行政活動を行うために必要な一種の固定的経費のことです。 人件費、物件費、維持補修費などがあります。
	経常収支比率	財政構造の弾力性（柔軟性）を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年経常的に支出される経費（経常経費）に、地方税、普通交付税などの用途が特定されておらず、毎年経常的に収入される一般財源（経常一般財源）がどの程度充当されているかを示すもので、この数値が低いほど、自由に使えるお金が多く財政需要に対して余裕があることとなります。
	減債基金	地方債の償還およびその信用維持のため、地方自治法第241条の規定により設けられる基金のひとつです。
	健全化判断比率	地方公共団体の財政状況を客観的に表す指標で、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの財政指標の総称です。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画または財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならないとされています。
こ	公債費	地方公共団体が借り入れた市債（地方債）の元金・利子の支払いに要する経費のことです。
さ	財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、不況などによる市税収入の大幅な減少や、災害発生により生じる予期せぬ支出の増加などに備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うため、財源に余裕のある年度に積立て、財源不足が生じる年度に取り崩しを行います。 一般家庭の預貯金に相当します。

用 語		説 明
し	市債	学校や道路などを建設する場合のように、長期間にわたって利用することができ、多額の経費が必要なものの財源に充てるため、地方自治体が、政府・地方公共団体金融機構・銀行などから調達する長期的な借入金を「地方債」といいます。この「地方債」のうち、市が調達する資金が「市債」です。市債を起こすことを「起債」といいます。
	自主財源	市が自主的に収入することができる財源のことをいいます。市税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入がこれにあたります。「自主財源」の割合が大きいほど財政は安定していると言えます。
	実質公債費比率	地方公共団体の一般会計の公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当された一般財源の標準的な収入（標準財政規模）に占める割合がどれくらいになっているかを示す指標です。財政健全化判断比率の一つです。
	将来負担比率	地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払う可能性がある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。財政健全化判断比率の一つです。
	人件費	市長、市議会議員、職員などに勤労の対価として支払われる報酬、給与や社会保険料等の経費のことです。
そ	早期健全化基準	健全化判断比率の内いずれかが、早期健全化基準以上である場合は、「財政健全化計画」を定めなければなりません。
ち	地方交付税	国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、国のたばこ税のそれぞれ一定割合を財源としており、地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方財政の計画的な運営を保障するため、国が一定の基準に基づき交付するものです。普通交付税と特別交付税があります。
	地方消費税交付金	都道府県の地方消費税収入額のうち、清算後の地方消費税の2分の1に相当する額が人口及び従業者数の割合で市町村に交付されるものです。
	地方譲与税	国税として徴収され、地方公共団体に対して譲与される税のことで、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税と森林環境譲与税があります。
つ	積立金	特定の目的のために財産を維持し、または資金を積み立てるために設けられた基金等に積み立てるための経費です。

用 語		説 明
と	投資的経費	道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等、社会資本の形成等に向けられ、その支出の効果がストックとして将来に残るものに支出される経費です。
	特定目的基金	特定目的のために、財産を維持し、財産を積み立てるために設置された基金のことです。
	特別交付税	地方交付税の一部で、普通交付税で反映することができなかった収入や個別・緊急の特別な財政需要（地震、台風等の自然災害による被害など）に対しその事情を考慮して交付されるものです。
ひ	標準財政規模	国からみた自治体の財政的な規模を表したもので、地方公共団体が標準的に収入されると見込まれる市税などの一般財源の規模を表したものです。
ふ	扶助費	社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障害者などを援助するための経費です。
	普通建設事業費	道路、橋梁、学校、庁舎等公共用または公用施設の新増設等の建設事業費に要する投資的経費のことです。
	普通交付税	各地方公共団体ごとの標準的な必要額（基準財政需要額）と標準的な収入（基準財政収入額）を見積もり、財政不足が生じる場合、その不足額を基礎として地方公共団体に交付されるものです。
	物件費	旅費、消耗品費、備品購入費、委託料などの消費的な経費です。
ほ	補助費等	各種団体に対する補助金、交付金、一部事務組合に対する負担金、報償費、保険料等の経費です。

